

高齢者虐待防止、身体拘束廃止について

(1) 高齢者虐待と身体拘束との関係

「緊急やむを得ない場合」ではない身体拘束は高齢者虐待に該当
「緊急やむを得ない場合」の要件

切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束は一時的なものであること

3要件を同時に満たすことが必要！

(2) 身体拘束がもたらす弊害

① 身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の褥創の発生
- ・ 食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
- ・ ベッド柵の乗り越えによる転落事故、車いすからの無理な立ち上がりによる事故等の発生リスク大

② 精神的弊害

- ・ 意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、あきらめ、怒り等の精神的苦痛、尊厳の侵害
- ・ せん妄等認知症症状の悪化
- ・ 家族の罪悪感、怒り、後悔等の精神的ダメージ
- ・ 安易な拘束の常態化によるスタッフの士気
- ・ 対応スキルの低下、ケアの質の低下

③ 社会的弊害

- ・ 介護保険事業所、施設等に対する社会的不信、偏見

施設としては身体拘束の事例はゼロでも・・・

職員が身体拘束について理解できていますか？

- ・ 緊急やむを得ない場合の身体拘束を行う手順について説明できるか
- ・ 困難事例の相談や情報共有ができているか
- ・ 他の職員のケアの状況を知っているか
- ・ 研修等に参加できているか
- ・ 利用者の人権に配慮する意識は？

「家族の意向で4点柵を行っている」「家族が安全ベルトを希望したので実施した」

➡ 家族の同意があっても「緊急やむを得ない場合」の3要件、手続が必要

「夜勤時に職員個人の判断で4点柵を行った」「排泄介助が一人で行えるように両袖をくくった」「夜間に徘徊するので居室に鍵をかけた」

➡ 不適切なケアは虐待に該当する側面もあり、行政への報告を行う必要がある。

施設全体で身体的拘束の適正化に向けた対応が必要